

令和3年度～

立地企業BCP対策事業 をご活用ください！！

- ★ 自社の災害対策が不安…
- ★ 取引先企業からの信頼UP
- ★ 感染症の拡大に備えたい etc

県内製造業の皆さまが未永く事業を継続していただけるよう、企業において策定したBCP等に基づき実施する、防災対策(感染症対策を含む)関連の設備投資を支援します。

対象地域: 種子・屋久地域, 喜界島, 徳之島, 沖永良部島, 与論島, 三島・十島地域を除く県内全域

支援内容

BCP等に基づく施設・設備の新設・改修に要する経費

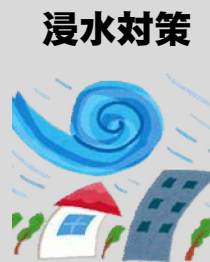
⇒ **補助率 1 / 2 (限度額 1, 000万円)**

※ 申請は各年度1回限りとなります

活用例



建屋の耐震補強



浸水対策



非常用電源設備



敷地内法面の崩壊対策

サーモグラフィカメラの設置



ポイント (制度の変更点)

- 現在BCPを策定していない場合は、県の定める様式を作成することでも事業活用できます！
- 各年度ごとに申請が可能ですので、段階的にBCP対策を行うことができます！
- 県内に立地する製造業であれば、進出企業・地元企業問わず活用可能です！

お問い合わせ

上記以外にも要件がございます。

くわしくは、下記までお気軽にお問い合わせください。

【鹿児島県庁産業立地課】 099-286-2985

【鹿児島県東京事務所】 03-5212-9062

【鹿児島県大阪事務所】 06-6341-5618

立地企業BCP対策事業の概要

補助対象者

県内製造業

※種子・屋久地域, 喜界島, 徳之島, 沖永良部島, 与論島, 三島・十島地域を除く県内全域

補助要件

企業において策定したBCP(事業継続計画)等に基づき行う防災対策(感染症対策を含む)事業であること

《例》

- ・ 事務所や工場建屋の耐震改修・浸水対策事業
- ・ 敷地の法面崩壊対策事業
- ・ 防水加工された設備への更新
- ・ 非常用電源設備の設置
- ・ サーモグラフィカメラの設置 など

※ 施設・設備の整備が対象であり, 単なる物品・消耗品の購入は対象外

対象経費

防災対策(感染症対策を含む)関連事業の実施に必要な測量・設計に要する経費, 施設の工事に要する経費, 設備の購入に要する経費及びこれらに付帯して必要な工事に要する経費

補助率

補助対象経費の1/2

補助限度額

1,000万円(各年度1回限り)

■BCP(事業継続計画)とは

企業が自然災害, 大火災, テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において, 事業資産の損害を最小限にとどめつつ, 中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため, 平時に行うべき行動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画のこと。